

平成24年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年5月11日）

---

（午前 9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成24年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に1番梶敏さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案3件及び報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。  
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。  
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

おはようございます。

平成24年3月8日開催の第1回定例市議会以降の市政報告1件を申し上げたいと思えます。

歌志内市文珠地区融雪による土砂災害についてでございます。

平成24年4月24日発生の歌志内市文珠地区融雪による土砂災害の状況につきまして、4月25日開催の行政常任委員会での報告を含め、これまでの経過について御報告いたします。

4月24日午前9時ごろ、道道赤平奈井江線の文珠峠において、一部道道を含むのり面が崩壊し、ペンケウタシュナイ川に大量の土砂が流れ込み、河川の水がせきとめられてあふれ出し、市道工業団地線の一部、文珠みどり団地及び親愛の家付近が冠水したことにより、道道及び市道の一部路線が通行どめになったものであります。

土砂及び冠水の状況から、安全確保のため避難の必要があると判断し、文珠第三町内会館及び歌志内中学校を避難所として、午前9時45分に付近の住民に対し避難勧告を発令し、当該地区にお住まいの40名と、親愛の家の入所者97名が避難されております。

避難勧告につきましては、その後の北海道による河川の復旧工事及び文珠峠、谷側箇所地質調査の進捗状況により、安全性が確保されたことを確認しながら順次解除しており、4月24日午後4時50分に文珠みどり団地付近、4月26日午後6時に文珠峠付近の一部、4月27日午後6時に文珠峠付近の残りの地区、4月28日午後3時30分に親愛の家入所者に対する避難勧告を解除いたしました。

次に、河川及び道道の復旧状況であります。災害発生直後より北海道及び歌志内建設協会の協力のもと鋭意進められ、河川については、土砂流出箇所へのコンクリートブロック積みによる応急措置を終え、来週以降は残土処理とともに、北海道において河川災害として国のヒアリングを受けた後、本格的な土砂流出防止工事が行われる予定であります。

また、災害発生時から通行どめとなっておりました文珠峠の道道につきましては、仮設道路の敷設により、5月7日午前6時30分より開通いたしました。片側交互通行となっております。道道の本格的な復旧については、現在、北海道においてその方法等について検討を行っております。

この災害による人的な被害、床下、床上浸水などの被害は発生しておりませんが、冠水した約2ヘクタールの畑につきましては、現在、専門機関により水質及び土壌検査が行われております。

なお、4月24日の災害発生直後に設置した市の災害対策本部につきましては、河川の状況が安定した5月1日午後5時をもって廃止しております。

本市といたしましては、災害箇所等の監視はもとより、土砂災害発生の可能性のある地区への見回り、警戒を強化するとともに、災害箇所の完全復旧に向け、北海道など関係機関との連携を図り、市民の皆様が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、災害発生直後から迅速な対応をしていただきました北海道並びに赤歌警察署、歌志内建設協会など各関係機関の皆様、さらに住民の避難に際して御協力をいただきました歌志内中学校、文珠第三町内会及び社会福祉法人北海道光生舎の皆様に対し、深く感謝を申し上げます次第であります。

以上、平成24年4月24日発生の歌志内市文珠地区融雪による土砂災害に係る市政報告といたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今の市長の市政報告である程度概略理解しておりますけれども、何点か質疑させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、これは北海道の河川でありまして、いずれにしても当市がこの河川を利用しているということは紛れもない事実もございますから、今回のこの土砂災害による被害総額はどれぐらいか、この金額ですね。

それから2点目として、道道に関する関係なのですが、今、市長の報告の中では北海道で現在検討を行っているというお話でございました。それで、道道の復旧の時期、これは見通しが立っていないような報道もございますが、大体推定どのぐらいの月日をもって復旧されるのか。これは関係機関からある程度は伺っているのではないかとこのように思っています。背景には、もちろん予算というものもございますが、私の情報では、国土庁ないし道のほうに、全面的に歌志内にできるだけ負担のかからないようにということで指示をしているという情報を伺っておりますので、そこら辺も含めて道道に関する復旧費用も含めて、時期も含めて伺っておきたいと思います。

それと、ほとんど国と道との財源で賄われると思いますが、補正でも後ほど提案されておりますけれども、補正でも出てきますが、補正で出た金額について、これはあくまでも道の絡みの災害でございますので、後ほど市のほうにその補正している金額が、一応何らかの形で交付されるのかどうか、この辺についても伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、私のほうからは、冒頭の2件につきまして、御答弁させていただきたいと思います。

道河川でございまして、当市が利用している河川でございまして、被害総額、これにつきましては、河川、道路、総体的に金額を伺っている額でございますが、流動的であると思っておりますが、きょうお聞きしたところ5,000万円程度ということで伺っております。

2番目の道道でございまして、現在、仮設道路を利用してもらっている状況でございます。信号制御で通っている状況でございまして、復旧の見通しということでございまして、北海道といたしましては4つの案を考へておりまして、現在、崩れた部分の補強をしながらのルート、あるいは、新たにそこから距離を離してのルート、そういったルート、4つの案を考へて

おりまして、見通しについては、今現在の仮設道路がロードヒーティングされておりませんので、今度の新しいルートにつきましては、そういったロードヒーティングしていない仮設の道路を通らないような時期ということで伺っておりますから、雪が降って通常の車では上れないようなことのないような時期に完成するのではないかというふうに思われます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今の御質問の3点目の災害復旧費に対する財源ということでございます。

これにつきましては、国で定める補助災害には該当しませんので、特に国庫補助金などは見込めないということでございます。それで、特別交付税の特別財政需要額ということで、今年度、国のほうに特別交付税の中で要求をしてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 道道の復旧の関係について、再質疑させていただきます。

今の課長の答弁では、聞くところによると冬までというようなニュアンスで受けとめました。これから冬までと相当な時間も要するのだろうし、また、あそこの今後、綿密な地質調査も踏まえての改良道路になるのか、施行されると思うのですが、今のところ見通しとして冬までというようなとらえ方でいいのか。それとも、全面、先ほどの話では大きく2本のルートということで伺っておりますけれども、それらの決定を踏まえての工事の施工だとは思いますが、実態として、ついでに思い切ったあの辺の道路改良、要するにカーブありますよね、ちょうど。だからあそこら辺も含めた道路改良が、同じやるのであれば行ったほうがよろしいのではないかというふうに考えているのですよ。

それで、そこら辺も含めて、道なり市のサイドから、そのようなあそこに、上砂川方面に向かって左側に公営住宅のような感じの住宅がございますね、カーブのところ。あの辺も道と話しながら、要するに滑らかなカーブといいますか、あそこら辺の住民とも協議をした上で、立ち退き料なり支給した上で、今回の問題でやはり一つのチャンスと言えればあれですけれども、結構急なカーブなのです、だからあれを滑らかなカーブにするようなことにやはり要請をしながら、もちろん地域住民の問題もございまして、そういうことを含めて、同じやるのであれば、やはり今後の交通障害上も含めて、もちろんあそこは峠でヒーティングはしていますけれども、結構急なカーブで、なれないところだと結構スピードを出してくる人が、実は下のほうに落ちている車もあるのです、何件か。大きな事故にはなっていませんけれども、そういった観点からも、やるのであれば道路改良を思い切ってやったらいかかかなと思うのですが、そこら辺も含めて要請してはいかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 道道の復旧工事については、今いろいろ谷議員のほうからお話がありましたけれども、まさに私どもといたしましては早期の復旧を目指しながら、今、提案されている道の考え方のうちの腹案がいろいろ出されておりますので、その中でお互いに協議をして決定をしていくという、今、まさにお互いそういう立場で協議に入っているところでございます。

当然、ここに住む住民の皆さんの意見等を含めて、十分な協議の中で歌志内市としても最も安全な道路の完成といたしますか、そういったことも目標にいたしまして、今言われたる項目ありましたけれども、当然、今協議している中でもそういう話は出ておりますので、市の考え方をまとめた上で要請をしながら協議を進めていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 全国版のニュースに載るような大事故だった割には、人的被害もなく不幸中の幸いと言えるのかとも思うのですけれども、ただいまの報告の中にもありました市内他地区等の危険の有無、これは調査しているということなのですけれども、危険とされたような箇所はあったのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それと、河川の護岸に関しては、コンクリートブロックを積んで川は正常に流れているということなのですが、この護岸の方法はこれで完成なのか、まだ手を施す必要があるのかどうか、その辺も確認させてください。

それと、堆積した土砂なのですが、これは今、親愛の家の横にすごく長い腕のユンボで処理をしているのですが、この堆積物の処理、最終的にはどういうふうな考えでおられるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） このような土砂崩壊の事故と申しますか、そういう部分でほかの部分でないのかということでございますけれども、当市のほうでパトロールした限りではございません。特に、今回崩れた下流側につきまして、市のゴミ捨て場がございますので、そういった部分につきましては擁壁等が施されておりまして、そのようなことはないというふうに判断しておりますし、他の部分につきましても、パトロールしながら消火栓及び側溝等をパトロールしたところでございまして、特段問題ないというふうに判断しております。

次の、川の護岸のコンクリートブロック、これが完成かということでございますが、ペンケウタシュナイ川の本流の土砂を除去するのが優先的でございますが、沢の土砂の搬出につきましては、作業的にもちょっと時間がかかりますし、また、北海道のほうで災害査定という部分の中でこういった部分を考えているようございまして、コンクリートブロックは仮設としてとらえておりまして、背面の土砂につきましては、今後何らかの形で除去する方向で考えているというふうに伺っております。

それと、堆積土砂でございますが、親愛の家に今現在、応急的に置いておりまして、自然脱水と申しますか、天日乾燥という状況で、できるだけ土の扱いやすいようなことを、自然乾燥している状況でございますが、これにつきましては北海道のほうでうちと協議しながら、市の指定する場所に運搬していただくということで、これにつきましては日々協議しながら進めておりまして、最終的にこうするという部分につきましては、今検討をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の堆積された土砂なののですけれども、最終的にはどのぐらの量になるかも判断はされているのですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 北海道のほうの測量で、約4,000立米ということで伺っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今後の防災についてなののですけれども、柴田課長のほうからも、今のところ危険になるところは見当たらないような感じの話がされました。去年、防災マップを市のほうでつくってもらって、いろいろ危険箇所とか書いてあったのですけれども、今回崩れた場

所がその危険箇所のほうに、防災マップのほうに書かれていなかったという形で私は見ているのですけれども、こういうことがあったから、次どういうふうに防災について考えていかなければならないということを、市のほうではもう動き出しはされているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 今回の災害にかかわらず、防災マップというか、防災計画の見直しは全道的に行われますので、その見直しについては鋭意していかなければならないというふうには考えております。

なお、先ほど柴田課長がお答えしたとおり、この危険箇所については、やっぱりパトロールしながら、どういうところがあるかということ再度また調査する必要があるというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回あって、つい最近なのですけれども、かなり山側に住んでいる方に話を聞いたら、近くに砂防ダムがある。その砂防ダムが、結構土砂が埋まってきているとか、そういう話も聞きますので、そういったところも近隣にいる住民の方、今回の災害でナーバスになっているというのですか、ちょっとしたことでも、何かちょっと崩れそうなところでも、結構そういうところを見て感じている方々がいるので、そういうところを市のいろいろな形で、土木関係者の方々とやってもらえたらありがたいという声があったのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 了解いたしました。そのような部分につきまして調査して、危ない部分は所管、民有林であれば空知支庁の治山の担当、道有林であれば森づくりと、また、急傾斜地は北海道となりますので、そういう危険な場合は要望等を行ってまいりたいと思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） なければ、質疑を終わります。

## 報 告 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第4号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、平成24年3月2日の歌志内市役所前駐車場における旧庁舎からの落雪による車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費及び代車費用の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものであります。

次ページに参ります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページに参ります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額、8万7,521円。

損害賠償の内訳、修理費6万9,521円、代車費用1万8,000円。

2、事故発生日時及び場所。

平成24年3月2日（金）午後3時30分ごろ、歌志内市字本町5番地、歌志内市役所前駐車場。

3、損害賠償の相手方。

歌志内市字本町102番地2、（所有者）工藤孝司。

4、損害車両名。

マツダプレマシー、札幌301、む5595。

5、事故の発生状況及び原因。

上記日時、場所において、歌志内市役所旧庁舎からの落雪が雪山に当たり、当該雪山から崩れ落ちた雪の塊が、駐車していた所有車の車両左側面部に衝突し、左後部ドアノブ付近を損傷させたものでございます。

6、損害賠償について。

市の敷地内における落雪による損害であり、事故発生場所付近では注意を促す表示などの措置を行っていなかったことから、本市の加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の規定により、修理費及び代車費用を支払うこととし、平成24年3月16日示談を締結したものでございます。

次ページ以降の示談書につきましては、説明を省略させていただきます。なお、損害賠償額8万7,521円につきましては、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から直接自動車修理等を行った北海道マツダ販売株式会社北空知支店に支払い済みでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） また、報告のおくれというか、ちょっと気になるのですけれども、ことしに入って1月にショベルの排雪中の事故があつて、その後、臨時会やら常任委員会やらがあつたにもかかわらず報告がなかったということがありまして、その以前の3月の定例の中でも今後こういうことがないように、処分が決まらなくてもこういうことがあつたということは報告したほうがいいですねという話になつたと思うのですけれども、今回も3月2日の事故、当然この後、3月の定例があつたわけなのですけれども、その間にもこういう、この書き方によりますと、事故の原因が本市にあるというふうに判断されている報告がなかったというのは、今後、こういうことも報告に値しないというふうな見解なのかどうか、その辺を確認したいと思います。

それと、この報告の中には、その後の防護策、どういうふうな防護策を講じたのか、今後どういう対策をするのかということも示されていないのですけれども、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 今回につきましては、示談ということで、本人との交渉が続いておりましたので、確かに前回、議会で御答弁申し上げましたように、額の多少にかかわらず報告すべきだったということで反省はしております。内部の中でも、いろいろと行政常任委員会もこの前ありましたし、この内容について報告すべきかというところを、もう少し詰めが甘かったもので、今回の額の多少にかかわらず、このような案件がありましたら再度申し上げますけれども、報告をしていきたいというふうに考えております。このたびは申しわけございませんでした。

次に、今後の対応策でございますけれども、屋根の雪、今回すごく多かったということで、ちょうどこの3月2日という時期につきましては、言いわけになりますけれども、確定申告の時期と重なりまして、駐車場の置き場所のスペースがちょうど狭かったと。また、この方については、なまはげの行事の関係で庁舎を訪れたということで、3時以降に来庁されましたけれども、そのときにも駐車場が満杯だったものですから、旧庁舎に近い場所にとめた。その辺については、正面玄関には規制線ではないですけれども、注意を促しているのですけれども、ちょうどその両サイドといいますか、昔の旧庁舎の裏玄関等について、こちらの不手際で規制線を張っていなかったということもあり、また、残雪の処理も毎日できませんので、それらこの大雪対策についてちょっと認識が誤った点が今回の事故につながったものと考えております。

このため、建設課等も協議しながら降雪の状況、また駐車場の状況を今後逐一確認しながら、市民の安全ではないですけれども、事故の起きないような対策をことしはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第4号は報告済みといたします。

## 報 告 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、歌志内市財政調整基金条例第2条の規定に基づき、財政調整基金の積み立てを増額することにしました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものです。

次ページをお開き願います。

専決処分書。



地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

次ページをお開き願います。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,744万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,946万1,000円とする。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節積立金1億8,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分の一部を財政調整基金に積み立てするものでございます。これに伴い、平成23年度末財政調整基金の現在高見込額は11億5,000万円となります。

次に、15款1項1目とも予備費1,744万2,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

9款1項1目1節とも地方交付税1億9,744万2,000円の増額補正は、特別交付税の増が1億9,743万1,000円、震災復興特別交付税の増が1万1,000円であります。特別交付税につきましては、前年度に比べ3,322万円、4.7%の増の7億3,743万1,000円の交付決定があったことから、当初予算5億4,000万円に追加するものであります。

震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災に係る地方税法等の改正に伴う特例適用に伴うものであります。

以上で、報告第5号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 聞きたいことがあります。

財政調整基金、今回1億8,000万円積み立てということになりました。積み立ては大変大事なことだと思います。今までの当市の財政面をいろいろ考えて、住民の方々にいろいろ我慢してきてもらっているサービスというのが多々あると思います。中で、今回、特別交付税ということで、流動的なものがあって幾ら入ってくるというのがちょっと不透明なところもありますけれども、それが完全にゼロという話では多分ないと思うのです、入ってくるお金が。それに対して、これぐらい入ってきたら、ことしは住民のサービスを向上しようとかという、そういう話し合いとかというのは持たれているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ただいまの質問なのですが、お話にもあったとおり、特別交付税につきましては、大体予測ができないぐらい変動が激しいということと、それと、ここ二、三

年におきまして、政府のほうは交付税の総額を変えないということでありますが、これは大震災等に伴い、特別交付税の額についてもどうなるか見えなかったというのが正直なところでありまして、そういう中で特別交付税の見込みを大幅にふやした中で、事前に政策を変更するというのがちょっと難しい状況にあったということで御理解願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 確かにわかります。ただ、住民の方々、高齢者が多くなってきています。いろいろ保険料とかも大変厳しい状態になりつつあります。それは歌志内だけではなく、全国的にそうなっているのだと思いますけれども、昨年4月から大体1年間ぐらいで歌志内に住んでいた方が100人ぐらいだと思えるのですけれども、歌志内から離れているという感じだと思います。

そういったことを、住民サービスを行った上で歯どめをしていくということも行政としては大切な役割だとは思えるのですけれども、その辺どういうふうにお考えでしょう。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 特別交付税については、先ほど所管の課長のほうからお話ししましたように、なかなか変動のある額ということで、国のそういった総額については、そのままの状況で増額ということが出てこなかった。そういった中で、大震災の関係もありまして、なかなか予想のつかない特別交付税であったということは、先ほど所管の課長が申し上げたとおりでございます。

さらに、最終的には3月に決定されるというような内容のものでございますから、これをもっていろいろな面で政策的なことはやっていけないわけでございます。したがって、こういった財政調整基金という形で積み立てをいたしました。

しかし、来年度以降のこういった国の今の動きの中で、特別交付税、普通交付税を含めた交付税等の関係もございまして、そういったものと別に市民に対するサービスの関係についての政策というのは、一部普通交付税が歌志内の場合6割が地方交付税に依存している財源でございますから、そういった基本的な考え方の中で政策、住民に対するサービスの向上というものについては、当然考えていかなければならないと思っております。

そういった面では十分な情報をとりながら、今後の財政運営については、住民サービスを優先した中で執行に努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと遠回りな心配なのかもしれないですけども、この交付税、瓦れきの受け入れ要請などのしぼりはないものというふうにとらえてよろしいでしょうね、そういうふうにかえたいと思うのですけれども。

それと、本市の標準財政規模、23年度ベースというのはまだ出ていないのかもしれないのですけれども、出ている範囲でどの程度になっていて、現在、その財政規模のこのうち積立金は何%ぐらいになっているのか、最終的に積立金の目標というのはどの辺に置いているのか、この辺を確認させてください。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ただいまの御質問なのですが、標準財政規模が24億円ほどでございますので、今のところ24億円のうち11億円ということなものですから、半分47%ぐらいが積み立てをしているという状況でございます。

それと、瓦れきの受け入れについてでございますが、今回の特別交付税の中では、特に瓦れきの受け入れについてのそういう項目はございません。国のほうで、瓦れきの受け入れについてどういう予算措置をするのかは、ちょっと今のところわかっていないということです。

それと、財調の目標額ということでございますが、地方交付税に歌志内市が大体市の予算の6割を依存しているという状況で、この地方交付税の総額というものが国のほうでは、来年25年度まではこの総額は確保しますというような考えを打ち出しております。そこで、その後どうなるか、やはりわからないということなものですから、そうなりますと、歌志内市みたく自主財源が極端に乏しいところは、ある程度のこういう財政調整基金を確保していかなければ、何年間かの地方交付税が減った場合、対処できないと。この地方財政調整基金もある程度持った中で、地方交付税等の減額につきまして対処するとともに、財政規模もやはり小さくしていくのが肝心ではないのかなというふうに感じておりますので、今のところ何億と、何十億というような目標みたいなのは持っていませんが、ここの二年はやはり1億円でもあと積み増しをしていかなければならないというふう考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） その目標額というのは決まらないのでしょうか、できるだけ積み立てに回すという、財政課長はそういう方向で進むと。先ほど、市長の答弁の中では、できるだけ市民に不便をかけないようにというのもあったのですけれども、なおかつそれで財調はもっとふやすべきだというふうにお考えなのですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 先ほど、私がお話しした厳しい地方財政というか、歌志内の財政状況が見込まれるものですから、そういう意味で少しでも、あと1億円でも2億円でもふやしてまいりたいという考えはそのとおりでございますが、先ほど市長が言ったとおり、この市民サービスの向上につきましても努力をしまっているというのは変わりません。

そこで、平成18年度財政健全化計画策定以来、平成21年度から徐々に市民サービスの向上もふやしております。项目的にはいっぱい、21年度、22年度、23年度とで徐々に項目をふやしながらやっておりますし、また24年度、本年度におきましても小さいものから大きいものまで、例えば大きいもので言えば、中学生卒業までの子供医療費の無料化など、こういうものに実施をするということですし、小さいもので言えば、行政協力費の充実だとか、また財政健全化の中で補助金の削減を行った一部の補助金につきまして、徐々にふやしているというふうなことで、今後とも財政状況を見ながら市民サービスの向上・充実には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 財調の件で1件だけ、一応質疑したいと思いますが、今、財政課長からるる答弁ありました。それで、当市の財政規模から申し上げまして、将来的に積み増し金額、どのぐらいが適当なのか。これは、ある程度目安がなければ余ったからすぐ財調だ、余ったから財調だというわけにはならないと思うのですよ。やはり、当市の財政規模からいって、この

財調が大体どのぐらいまで積み増しして適当な金額なのか。そこら辺は市長も考えておられると思います。

それで、先ほどやはりここ数年、財調に積み増しどんどんしているのですが、やはりそういった中で、先ほど女鹿議員も話したように、住民福祉サービスが低下にならないかと、そういう心配から恐らく質疑したのだらうと思いますし、私も、やはりその辺については同感になります。特に、私がいつも主張している人口流出に伴うそういう問題が本当に大きな問題として危惧しているわけですから、やはりそこら辺も含めて、当然、財調の積み増しは必要なのですが、どの程度までうちの財政規模からいって必要なのか。その辺をやはり明確にしておいたほうが私はよろしいのではないかと思いますので、この1点についてお伺いします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 財調につきまして、どの程度まで必要かと、理想かという話でございしますが、先ほどもお話ししましたが特に今のところ、1億円でも2億円でも積み増しはしたいという状況であるということをお話ししました。そこで、例えば標準財政規模は何%がふさわしいというものが、特にそういう明確な数字みたいなものはございません。そこで、やはりうちのほうで比較するのは、他市、とりあえず近くの空知10市という中で、どういう財政調整基金なり位置づけにあるのかと。また、財政調整基金だけでなく、減債基金、特定目的基金、これらいわゆるそういう基金と積立金の現在高がどの位置にいるのかと。

また、さらに同じく財政調整基金と大体似たようなものの備荒資金組合の超過納付金というものがございます。これも、いわば積立金ということでございます。これらを含めた中で、当市財政調整基金、減債基金、特定目的基金、備荒資金組合超過納付金、これらいわゆる積立金の額が空知10市の中でどの程度の位置にいるのかということで、比較をしております。その中で、空知10市の中で歌志内市が一番最低の10位ということでございますので、私が先ほどお話ししました特に何十億までと、例えば20億円だとか、15億円だとかということは決まっておりますが、この空知10市の中で、それぞれ人口は違いますが、一番最低の積み立てしか持っていないという状況にかわりはございませんので、また、そこで1億円でも2億円でもという話が出てきたということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 財政課長、10市の比較も今話しました。それは、前にも議会で答弁しております。それは承知しております。私がお尋ねしているのは、当市の財政規模からいって、どのぐらいを大体めどにしているのだということなのですよ、積み立て。大体めどというものがあると思うのですよ。天井ではないと思うのです。一つの貯蓄ですから、積み増したことにはそれはこしたことはないです。それは私も理解しています。でも、やはりある程度めどを持ってやるのが財政だと思うのです。やはりめどをなくして財政を、余ったからこれはすぐ積み立てだ、財調だって、こんなことにはならないと思うのですよ。もし、積み立てする部分があるのであれば、それこそ先ほど女鹿議員も言っているように、違う福祉政策だとかいろいろ政策に、やはり新しい政策を考えてそれに財源を回すとか、それが行政のある面、あり方の一つだとも考えるのです。

そういったことから、ある程度、どのぐらいまで財調を積んで、そしてその後はこういうことにこういう政策をしたいとか、そういう答弁であれば、ある程度御理解もできるのですが、やはり何となく一方通行的な、それこそ話であれば、何となく私自身としてはちょっと理解できないなど。だから、どのぐらいまで積み増しをすることを目標にしているとか、そういうこ

とをなくして漠然とやっているのかということになってしまうのです、そうすると。交付税が多く来たから、その分を財調に積みますと、こういうふうにも聞こえるのです。やはり計画を持ったものが私は財政だと思うのです。計画のない財政をやっているような気がするのです、それであれば。やはりそういったことから、私、質疑をしているのです。そういうことも含めて、もう少し親切な答弁をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、しっかり調整をして答弁してください。  
暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。  
理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今の谷議員の厳しい御質問を受けました中で御返答を申し上げたいと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、歌志内市の今後の財政状況の見込みというのは決して明るいものではないと。また、国のそういう地方財政に対する、国自体が赤字財政ということもありまして、地方財政につきまして、例えば何でもかんでも人口割で、普通交付税は初めから人口割なのですが、特別交付税につきましても簡単に人口割でというような、もし、万が一そういう事態に陥らないとも限りません。そうすると、先ほど申し上げましたとおり、歌志内市の財政につきましては、ちょっと多難な状況に陥るといようなことを考えております。

そこで、谷議員さんがおっしゃっている目標額というのは持たないのは、財政計画を進める上で計画性がないというふうなお話でございます。それにつきましては、先ほど私が言いましたとおり、あともう1億円でも2億円でもというふうなことで御理解願いたいと思います。つまり、今、歌志内市は財調を11億5,000万円ということで、これにあと1億円でも2億円でもということで、12億5,000万円、13億5,000万円というふうなことを当面は目標という形で希望をしているということでございます。

それで、この金額につきましては、他市等に比べましても低い状況にありますし、また、先ほど申し上げました一般的な積立金、財調から始まって備荒資金までの積立額につきまして、先ほどから何回も言いますけれども、10市の中で最低ということで、あと1億円、2億円を積み増したからといって、この10市の中で最低という位置が変わるわけでもございません。そういうふうなことで、回りくどくなりましたが、あと1億円でも2億円でもという範囲で御理解をお願いしたいと思います。

それと、先ほど何回もお話ししましたが、決して福祉政策につきましてもおざりにしているかということ、財調の積み立てよりも特別優先をしまして、福祉政策がどうでもいいのだというふうには毛頭思っておりません。それで、平成21年度ごろから徐々に充実を図ったり、復元を図ったりとか、そういうような政策実施をしているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 財政課長、私、積み立てしたらだめだと言っていないのですよ。目標を持ったらいかがですかと言っているのです。やはり財政問題ですから。以前に、この空知管内の関係で、たしか女鹿議員の答弁であったと思うのですが、平均16億何がしの財調だという

答弁がありました。恐らくそこら辺を目標にしているのかなという推察もしているところでもございますが、やはり財政ですから、きちんとした目標額、あとどのぐらい財政調整基金に積み増しをしたいのだと、これをやはり具体的に示して、そしてその後はやはり新しい政策を考えると、福祉政策を考えると、そういうような話が、私は議会の中ですから、あってしかるべきではないのかと、そういうことを申し上げているのですよ。福祉政策が後退しているなんて、私、一つも言っていません。新しい政策を考えてはいかがですかという、先ほどそういう質疑をしているのです。

ですから、財調は十分私も認識しておりますし、ある程度財政というのは目標を持って、行き当たりばったりの財政をやっているのかということになってしまうのですよ、やはりイメージ的に。今回も、特交がこうだったからこうなのだというようなニュアンスでとらえられてしまうのです。ですから財調に回したと、それを私は先ほど指摘しているのです。やはりきちんとした、市長、財政にとっても政策を持ったことをやらないと、行き当たりばったりの行政を運営しているのではないかと、こんな錯覚にもとられるのです。

やはりお金というのは非常に大事なことです。これはみんな認識しています。だからもう少し計画を持ってやるべきだということを私は申し上げているのです、筋としては。ですから、そこら辺をもう少し明解に、きちんとした答弁をしていただけるものではないかというふうに考えているのですが、そういうことです。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 先ほどから申し上げておりますけれども、財調の基金を目標を持って積み立てて、そういった中で政策をとという話もございました。ただ、今の歌志内市の財政状況、あるいは国、北海道等のそういった財政状況を見の中で、こういった財政調整基金について、目標を定めて云々という形の中の財政計画を立てられるかということになると、私は難しいと思っております。

こういった中で、特別交付税がふえたから財調と、そういう流れではないということについては御理解をいただきたいと思っておりますし、当然いろいろな面で特別な財政需要が必要になった場合には、財政調整基金を取り崩しながら運営をしていけるような状況をつくるわけでございます。

したがいまして、今、ここ何年間の国の状況、市の状況を見たときに、先ほど財政課長が言いましたように、いわゆる市民サービスの向上、そういったものを優先をしながら進めていく。その中であって、やはり財政の継続的な安定を考える場合には、財政調整基金も積んでいかなければならない。こういった難しい状況の中での財政運営でございますので、数字的に示せないということについては、いろいろ御不満のある方もおられるかと思っておりますけれども、今の状況の中ではそういった中で進めていきたい。

特別交付税についても、また今後の動き、これは特別交付税だけではなく、普通交付税についてもなかなか厳しい面が出てくるのかなと思っておりますし、そういったものを予測した中での目標額ということについては、なかなかそこまで進めていけるような財政状況にはないということをお理解願いたいと思います。当然、市民に対する政策については優先的に進めていかなければならないと、そういうことについては十分認識をしながら財政の運営を図っているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

10分間、休憩いたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 報 告 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第6号について、御説明いたします。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成24年4月24日、文珠地区において土砂災害が発生したため、住民救助及び土木施設応急対策を実施することにしました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものです。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は変更なし。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

3款民生費1項社会福祉費2目災害救助費8節報償費3万円の増額補正は、避難所となった町内会館の使用に対する謝礼であります。11節需用費10万7,000円の増額補正は、消耗品費が4万4,000円で土のう袋及び石灰の購入費、食糧費が6万3,000円で避難住民の弁当代であります。13節委託料23万4,000円の増額補正は、ペンケウタシュナイ川に係る水質検査委託料が19万2,000円、農地土壌調査委託料が4万2,000円です。14節使用料及び賃借料23万3,000円の増額補正は、避難住民に係る寝具等借上料が7万9,000円、宿泊施設借上料が15万4,000円です。

次に、9款1項とも消防費1目常備消防費11節需用費106万7,000円の増額補正は、土砂災害現場に出動した消防6号車が河川からの土砂水の急襲を受け、故障したことに伴う修繕料であります。なお、この修繕料に係る保険金につきましては、現在、保険者の全国市有物件災害共済会と協議中です。

次に、11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費1目応急対策費15節工事請負費247万円の増額補正は、文珠地区土砂崩落に伴う災害復旧費の増で、工事内容は、河川しゅんせつ、土のう製作設置及び路面側溝洗浄工事です。

次に、15款1項1目とも予備費414万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものです。

以上で、報告第6号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 二、三点、質問をいたします。

まず、専決処分書でございますけれども、4月24日ということで専決処分をしております。私は、この専決処分については、後から事項別明細についても質問いたしますけれども、ある程度決算に近い数字で専決処分をするのではないかなという気がするのです。24日ということは、災害の発生した日でございます。そうしますと、ここの事項別明細がありますけれども、この時点でこの予算が組めたのかと。そうしますと、当然、後からこの不用額が出たり、あるいはこれに伴う、また補正が出るのかなというような気がするのです。それで、専決処分については、普通は先ほど申しましたように、決算に近い数字で専決処分がなされるのではないかなという気がいたしますので、まずその点を1点お伺いしたいと思います。

それから、事項別明細に入らせていただきたいと思います。

2番の災害救助費の1番下の宿泊施設借上料15万4,000円、この内訳を細かく説明をしていただきたいと思います。それから、9番の消防費の修繕料でございますけれども、ここに駐車したということは、危機管理について問題があったのではないかとということで私は考えております。それで、ここに駐車をしたというのは、だれが指示をしてやったのかと、一つ。それから、これはどんと来たわけでございますので、その水が道路を伝わってきたわけですから、その間にこれが移動をできなかったのかと。なぜ移動できなかった、その理由をお伺いしたいと思います。これは歌志内にめったにないことで、初めての災害と言ってもいいぐらいなのですけれども、やっぱり危機管理の問題で、十分、特に消防でございますので、そういうことを常に頭に置いて防災に当たるといのが妥当だと思うのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。



○財政課長（森脇正志君） 今の御質問の1点目と2点目について私のほうから、3点目については消防長のほうからお答えをいたしたいと思います。

それで、1点目のこの専決の補正予算につきまして、決算に近いもので専決というのはするのではないかということでございますが、これはあくまでも4月24日、災害を受けた当日に、4月24日中に補正を取りまとめたものでございまして、したがって、これについて当然、不用額もございまして、また、増額等も考えられるということでございますので、決算に近いもので専決処分するのではないかということのお考えにつきましては、そういうものではないということでございます。

それと、2点目の宿泊施設の内訳ということでございますが、宿泊を考えていたのはチロルの湯に宿泊ということでございます。それで、予算上では3人が7日間と。終わってみれば7日もかからなかったのですが、3人掛ける7日間で宿泊料7,300円で、15万4,000円を宿泊借上料としてこの時点では見込みをして補正を組んだということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 私のほうから、消防に関して説明を申し上げます。

この事案につきましては、あの場所に駐車していたわけではございません。出動し、あの橋架の部分を通ろうとしたと、そういうことでございます。そのときは、まだ通れると判断したと。そして急激な水かさによりエンジンが停止したと、そういうことでございます。

また、今回の事案につきましては、消防はぎりぎりなところで作業をやっておりますので、結果としてこのようなことになったことはおわびを申し上げたいと思いますが、その辺を理解してもらいたいと思っております。また、このことを今後は検証し、このようなことがないように指導をしまいたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の専決処分のことで再度質問をしたいと思っております。

私もよく勉強していないものですから、余りよくわかっていないのですが、今の答弁では、専決処分というのはそういうものではないというような答弁でございましたけれども、私はちょっと納得がいかないのです。それで、今おっしゃったように、そういう考えで予算を組んだとすれば、当然不用額がでますね。それから、不用額のことはいましたけれども、予算の追加というのは出ないのか、その辺をお伺いいたします。

それから、チロルの問題ですけれども、7,300円ということでございますけれども、チロルについては、1泊2食付で7,500円だと私は記憶しているのですが、チロルに二人か三人避難したわけですから、7,300円で計算しているとすれば昼食も出さなければならないと。昼食を出すとすれば、まだ単価が上がるのではないかという気がするのですが、その辺の算出が間違っていないのかお伺いしたいと思います。

それから、消防についても今答弁をいただきましたけれども、私はやはり危機管理に問題があったのではないかという気がしてならないわけです。先ほども申しましたように、こんなめったにあるわけではないのですが、ふだんから消防についてはそれが商売でございまして、その辺をもう一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 消防の危機管理について御答弁申し上げます。

今回の事案は、車両の構造的な問題もありました。当初、あのような車両は、もう少し上に空気の吸入口がついているという問題がございましたけれども、あの車はちょっと低い場所に

ついていたと。その関係もあって、水の急激な増水によりエンジンが停止したと、そういうことになっております。

確かに議員がおっしゃるとおり、消防は結果がすべてだと私は思っております。このような事案になったことは、今後もならないように検証をして、危機管理はしっかりしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の、これも専決による補正予算でございますが、4月24日時点で大急ぎで取りまとめた補正予算でございますので、当然のことながら不用額は出ますし、場合によっては足らなくて、また、6月の定例会で補正というようなことも、追加のほうはちょっと予測はつかないのですが、あるかもしれないということで御理解願います。

それと、2点目のチロルの湯の7,300円の宿泊料ということでございますが、これにつきましては、チロルの湯のほうに照会しまして、一般のお客さんで3食つきで1泊幾らかというように聞いた金額が7,300円ということでございましたので、これを算出根拠としたところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 質問しても答えは同じだと思うのですが、私はやっぱり専決につきましては、そのために今、不用額が出る、あるいは追加が出るというようなことの答弁でございますけれども、そのために予備費というのがあるのではないかと思うのですよ。ですから、緊急やむを得ないものについては予備費で対処して、あと決まった時点で専決をするという、そういう方法があるのではないかという気がいたします。

それから、単価の問題ですけれども、私もこれは確認をしているのです、チロルに。そうしたら1泊2食つきで7,500円。今の答弁でもチロルに確認をしたと、こういう答弁でございますけれども、それではチロルのほうで聞かされたときに値段が違うのかということになるのです。その辺、もう一度御答弁をお願いします。3食ということは聞いていません。私は1泊2食つきで7,500円と、こういうふうに確認をしております。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

---

午前11時38分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） まず1点目の専決処分につきまして、いろいろ方法はあると。予備費でやってもいいのではないかと、当面は予備費と。その後、専決処分という方法もあるということでございます。当然、そのとおりでございますが、4月24日に起きた災害の規模、大きさからいまして、予備費対応はちょっと無理であるという判断で、専決処分による補正ということで考えたところでございます。それで、4月24日中に補正予算を編成したということでございます。

それと、2点目の1泊2食7,500円というふうに原田議員はチロルの湯から聞いているということでございますが、このチロルの湯の宿泊料金につきましては、どこも同じなのですが、いろいろございまして、この1泊2食7,500円というのは、夕食が部屋でとる食ということで、一般の方が望まれるクラスということで7,500円ということで少し高めという

こととございます。今回、7,300円というのが、ビジネスクラスというか、一番安いクラスのものに1食ふやした金額で7,300円というようなことで、チロルの湯で提供いただいたということとございますので、よろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 確認を含めて質疑いたします。

調査設計委託料なのですけれども、水質検査及び土壌の調査なのですけれども、これはそれぞれ結果が出ているのか。先ほどの市長の報告の中で、土壌の調査はやっておると、まだ結果は出ていないというようなことですけれども、もし、その土壌の検査などで、市の責任で対処しなさいみたいな対策をとらなければならないことが出てくるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それと、先ほどの説明の中で、保険料については協議中ということでしたけれども、これはどのような協議をして、どういう結果を市では望んでいるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 水質検査と土壌検査の関係について、私のほうから御答弁申し上げたいというふうに思っております。

まず、土壌検査につきましては、5月9日の日に採取をしております。検査機関からは、約2週間から3週間ぐらいということとございますので、結果についてはまだ出ておりません。

それから、水質検査については、5月7日月曜日に採取をしております。こちらのほうにつきましても、検査結果まで約一月を要するというふうになっております。よって、結果については、それぞれその時期に判明をするというふうに思っております。

期間につきましては、今回の部分については、各基準に照らし合わせての部分の検査結果項目を行っておりますので、それらについて日数がかかってくるということとございます。

それから、検査内容についての状況ということとございますけれども、これらについては、初めての経験でありますので、通常の水質と、それから融雪による濁度的なものもありますので、それらについては基準内の中で検査結果が出ればいかなというふうに思っているところとございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 2点目の保険者と協議中ということで、保険を加入しているのは全国市有物件災害共済会というところとございますが、こことただいま協議中と。それで、内容的に言えば、うちのほうとしましては、その修繕にかかったお金につきまして、100%保険適用をお願いをしているということとございます。それで、損害額が100万円を超えたものでございますから、北海道支部ではなくて本部のほうの扱いとなっていることから、うちの100%保険適用ということをお伝えしながら、また、本部のほうでもいろいろと現地確認の必要性だとか、そういうようなことを今協議をして、いずれにしても早いうちにその協議結果が判明するというふうと考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 一つ単純な答弁漏れなのですけれども、もし、その土壌調査の結果、改良が必要だよということになると、これは市の責任になるのか、その辺の判断はまだされていないということですか。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 44 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 検査結果の内容にもよってくるのかなというふうには思っているのですけれども、言うなれば、検査項目の中での数値等の部分が、これまでの部分と違った形の中で出てくる結果というふうになれば、その起因を確認していかなければならないかなというふうに思っております。検査結果が出た数値の部分が、どこに起因をしているかということによって、その原因のところを突き詰めていかなければならないというふうに思っておりますし、さらなる検査の必要性も、もしかして伴うということもあり得るのかなというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 考えると、その水が入った原因から考えなければならないと思うのです。だから、当然、その土砂が河川をせきとめて、水が溢れてそこへ行ったということなのですけれども、若干見たところ低い農地なのですけれども、その低い農地に水が行くよという判断をした場合に、土のうを組むだとか、そちらに行かない対策をすとか、そういう責任はどこにあったのかなというふうには。当然、先ほどの消防長の話で、最善策をとった結果こうなったということなのですけれども、それはやはり不可抗力であったから、結果、今、課長おっしゃるように、土壌を検査をした結果を見てどこに近因かという考え方もあるかもしれませんが、水がそこに行った原因というのは、あくまでも土砂崩れだよと、不可抗力でそこへ流れたよというふうには判断すると、こういうことですか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 土のうの件に関しましては、水が相当出たと。側溝から流れた部分が相当ありましたので、行かないような措置はとりましたが、なかなかそれではあそこにはとめることはできなかつたと。土のうを組まなかつたとか、措置をとらなかつたわけではございません。ただ、それ以上の水が出て、側溝から溢れたということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 実は、今の土壌と水質の問題なのですが、災害が4月24日9時ごろと、それで検査が、土壌についてはいつでもできるはずなのです、干してありますから。ところが水質というのは、これは5月7日ですよ。何で7日なのと疑問を持つのです。本来であれば、やはり責任ある対応をするべきではないのかと。それであれば、5月25日に、やはりきちんとした水質検査を何回か取水してやるべきではなかつたのではないのかと。それでpHがはっきりわかる。これであれば、何となく意図的にやっているのかなと、きれいになるのを待っている。そういうふうになれども思いますが、これ。何で5月7日だと。私は、たしか常任委員会のときに言っているのですよ、すぐ水質検査をやったほうがいいのではないのですかと、あの視察のときに。それで初めて責任ある対応ができるのですよね。これであれば、歌志内市、責任ある対応をやっているかもし言われたら、笑い者になりますよ、これ。きれいになってからやっているのだったら。こういうような行政をやっていたら、本当に問題ではないかと私は思うのですが、この辺がまず1点。

それから2点目なのですが、たしか常任委員会で水道の問題、報告ちょっとあったのです、

水道も被害を受けていると。私、これ、なじむかどうか、ちょっと今悩んでいるのですが、質疑が。ということは、企業団が大体管理していますから、今、水道が。だけれども、水道の復旧について、実際にライフラインですから、水道が復旧されているかどうかというのは全く報告がないのですよ、市長の市政報告でも。そういう被害額も全然ないものですから、ここで補正の中で災害復旧というのがありましたので、これは土木に関係したことで、河川のしゅんせつだとか、土のうだとかというふうに聞いておりますけれども、これがなじむかなじまないか。水道企業団ですからということで、答弁控えるなら控えてもいいのですが、やはりこれは水道が復旧しているなんて全く聞いていないのです。そういうこともありまして、もし親切に答弁していただけるのだったら、水道がいつごろ復旧して、水道に関する企業団のほうからこういう報告受けていると、何ぼぐらい費用かかったとか、やはりこういうのがちょっとあってもいいと思うのです。やはり災害の一たんでありますから。その2点だけ、ちょっと答弁いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 確かに、水質の部分での採取につきましては、5月7日に実施をしております。その部分につきましては、まず大きく2点あったかなというふうに思っております。4月下旬、5月のゴールデンウィークという検査機関が休みという部分の一つありまして、複数社に検査機関に御依頼をかけましたが、その中でも5月7日で受けていただいた検査機関さんが一番早かったということでございます。

その間、農業事業者、それから砂川地区の農家、それからJAすながわさんと協議を行いまして、言うなればまだ砂川地区での田んぼ、畑等は取水をしていないという形がありましたので、その中で1日でも早く検査のほうの手続を行っていただきたいというようなことから、市といたしましては複数検査機関と協議をし、御依頼をし、一番早かった部分の中で5月7日に実施をしたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 水道の復旧でございますが、24日に寸断されまして、水道が通っていないという状況でございますが、企業団のほうでは翌日に復旧を図ったところでございます。損害額、いわゆる復旧額につきましては、125万円というふうに伺っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 産業課長、連休が入りましたからできなかったという話ですが、私、先ほど4月25日に常任委員会の視察のときに申し上げたと言いましたよね。26日、27日、もう既に事業所はゴールデンウィークに入っていたのですか。25日に対応していれば、26、27日で十分間に合ったと私は思うのですよ。そういう何となく理解のできない答弁をもらって、ああそうですかというふうにはならないと思うのです。27日までは通常、みんな事業をやっておりましたから、営業をしておりましたから。それで、何で休みに入っているからできなかったということなのですか、これ。だから私、意図的ではないのかと言っているのです。それが責任ある対応だと私は思わないのです。やはりもう少し、26日、27日は事業はやっていましたから、休んでいないのですから、何でそれおくれたの。きちんとした答弁してくださいよ。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 検査内容につきましては、時系列的に言いますと、当初、食品衛生法で言う項目という部分の中で、検査機関での協議を行っていたという形でございます。その後、健康項目、それから有害物質項目を加えた形での水質検査というものがJAすながわさん

のほうから数日後に協議がありましたので、それらを加えた形の中での水質検査を行うという形になった場合についての準備期間、それから先ほども申し上げたとおり、休日等が入ってしまう形から、検査員の方々が当市のほうに訪れていただけるのが、複数社に確認したところ、5月7日がその中でも一番直近であったということから、そちらのほうに御依頼をかけたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 実は、砂川の関係者から、本当に歌志内、いつごろこれ検査をしたのかと、ちょっと私聞かれています。それで私、これを質疑したのです。だけれども、やはりこのことは、きょう臨時会でこういう答弁がありましたということで報告することになっているのですが、やはりこういう報告は、私もちょっとしかねるなど、正直言って。水質検査なんというものは、そんなに難しいものではないと思います。いつも歌志内市は、通年の水質検査をさせているわけでしょ、はっきり言って。それと同じでしょう、ある面では。そういうことを考えたら、やはり今、難しいような答弁をしていますけれども、私も昔、分析にいた人間ですよ、ある程度知っていますから、分析やった人間ですから、課長。だから、もう少しこんな今のような答弁いただいて、ああ、そうですかというわけにはいかないところけれども、それ以上の答弁はないのだろうとっております。場合によっては、近隣市町に非常に迷惑をかけることになるような災害だったのですよ、今回は。それは認識しているでしょう。私も認識して、押さえるところは押さえて質疑しているのですよ。市長も御存じだと思いますが、その辺は。

ですから、私はこの問題については、やはりこうであったと、やはり近隣市町のためにも、本当に遺憾であったとか、やっぱりそういう言葉が一つあってもしかるべきではないかと、私は思うのです。そういうことが全くないのですよ。だから、私は行政がやはり責任あることが問われるよと言っているのです、そういうことです。もう一度、しっかりした答弁くださいよ。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） このたびの部分でいきますとは、通常、ペンケウタシナイ川の河川水質検査というのは年2回行っているところでございますけれども、これらについては食品衛生法上で言う項目、言うなればpHとか、それから化学的酸素要求量だとか、大腸菌類というものの5項目を検査しているわけでございますけれども、今回の土砂災害によつての河川の水質並びに土砂の関係につきましては、それら以外の健康項目、有害物質というような、例えば農作物の部分で重要であると言われていたカドミウムや銅やヒ素、これらの検査項目、それからダイオキシン類、これらについての項目も加えて、これまでの通常の5項目ではなくて、プラスして14項目を分析調査を依頼するというのを、農家の方、それから農協の方々との協議によつて、この項目を行うという形になりましたので、それらについての検査項目を準備するという部分の中でいって、一番最短での事業者に対して御依頼を申し上げたところでございます。

また、その水については、これから今後、焼山地区、砂川地区の農家さんでは取水をして田んぼや畑に入れるというような状況から、その形での部分が最短での分析依頼ができるということでの御説明を申し上げて、農家さん、すべてではないですけども、そこは農協さんを通していただいて確認をし、協議した結果、その形で実施を現在して、検査の分析結果を待っているというところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

午後1時まで、休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第30号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第30号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第30号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

議案第30号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、平成24年度の主な改正内容は、市民税の申告における公的年金等受給者が寡婦控除を受ける場合、申告書が不要となったことや、宅地等農地における固定資産税の特例の延長、特別土地保有税の特例の延長等でございます。

第36条の2は、市民税の申告の規定でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることに改められたものでございます。地方税法第317条の2に基づき、平成26年1月1日から適用するものでございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定でございますが、引用条文を整理するものでございます。地方税法第343条第9項に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

新附則第10条の2は、法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合の規定でございますが、これは下水道除害施設、雨水貯留施設に係る固定資産税等の課税標準の特例を設けるものでございます。地方税法附則第15条第2項第6号、地方税法附則第15条第10項に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、引用条文を整理するものでございます。地方税法附則第15条の9に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第11条は、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定でございますが、特例期間の延長に伴い、見出しの文言、引用条文を整理するものでございます。地方税法附則第17条に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第11条の2は、平成22年度、または平成23年度における土地の価格の特例の規定でございますが、特例期間を平成25年度、平成26年度も設けるもので、地方税法附則第17条の2に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第12条は、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございますが、特例期間を平成24年度から平成26年度まで延長するもので、地方税法附則第18条に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第13条は、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございますが、特例期間を平成24年度から平成26年度まで延長するもので、地方税法附則第19条に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の規定でございますが、特例期間を平成24年度から平成26年度まで延長するもので、地方税法附則第31条の3に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

新附則第21条の2は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、一般社団法人または一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において、直接その用に供する固定資産について固定資産税を非課税とするものでございます。地方税法附則第41条第15項に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

臨時会資料2ページをごらん願います。

新附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定で、震災により滅失をした家屋の敷地の土地、またはその土地の上に存する権利を譲渡した場合、7年間居住用財産を譲渡した場合の特例の適用を受けることができる措置でございます。震災特例法第11条の6に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の規定で、震災により所有する居住用家屋を居住のように供することができなくなった方が住宅の再取得等をした場合、その従前家屋等に係る住宅借入金等特別税額控除と重複して適用を受ける



ことができる措置でございます。震災特例法第13条第1項に基づき、平成24年4月1日から適用するものです。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1条は施行期日でございますので、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条及び第3条につきましては、市民税、固定資産税に関する経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第31号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第31号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

議案第31号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第28号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料3ページをごらん願います。

歌志内市国民健康保険税条例の一部改正に関する資料ですが、制定附則に東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を新たに設けるものでございます。

新附則第16項は、東日本大震災で被災された方に対する被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきまして、市税条例附則第22条の2におきましても設けさせていただきましたが、これは7年間居住用財産を譲渡した場合の特例の適用を受けることができる措置でございます。震災特例法第11条の6に基づき、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 3 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第32号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第32号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第32号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,320万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

7款1項とも商工費6目観光費19節負担金補助及び交付金486万3,000円の増額補正は、富良野グループ2012年夏「明日、悲別で」を公演する会実行委員会に対する補助金で、歌志内公演は平成24年7月11日、公民館で開催されます。

次に、15款1項1目とも予備費166万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

19款諸収入4項8目10節とも雑入320万円の増額補正は、歳出で御説明しました富良野グループによる公演に係わる財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金であります。補助率は3分の2でございます。

以上で、議案32号の一般会計補正予算の事項別明細を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 二、三点、質疑をいたします。

前にも、臨時会の関係で質疑をした経緯がございますけれども、今の提案理由では、この歳出の観光費ですか、7月11日歌志内実施と、こういうことでございますけれども、7月11日であれば、臨時会の性格から、この提案が正しいのか、正しくないのかお伺いいたします。もし、どうしても間に合わないのだということであれば、その理由もあわせてお伺いをしたいと思います。

次に、コミュニティ助成事業、これはちょっと聞きなれない言葉でございますので、この助成金の事業内容はどんな事業が該当するのか、参考までにお伺いをしたいと思います。

次に、これらたぐいの事業は、今の提案説明では芸術文化事業かと考えられますが、なぜ観光費なのか、その理由を伺いたいと思います。それから、補助金ですので、当然補助申請があったと思いますが、すべてこの486万3,000円で終わるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） まず、1点目のこの補正のタイミングと申しますか、この7月11日の公演に当たって、本日の5月11日の臨時会ということでございますが、当初6月の定例会の提案も考えていたのですが、やはり2カ月程度準備期間なり期間を要するということがありまして、今回の補正にということ、時期的に間に合わないということがありまして、今回の臨時会に補正として出したということでございます。

それと、2番目は飛ばしまして、3番目の芸術文化事業ということで、なぜ観光費なのかということでございますが、これにつきましては、うちの産業課がこの公演活動に従事しておりますし、また、大きな市の観光の一つの他市からの誘客を図るといようなことがございまして、この観光費のほうで計上をいたしましたということでございます。

それと、3点目の補助申請は当然しておりますが、この歳出の金額、補助金の額で全部賄えるのかということにつきましては、この金額の補助金の中で賄うという考えでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） コミュニティ助成事業の内容でございますけれども、これにつきましては、財団法人自治総合センターで行われます地域芸術環境づくりの助成事業といたしまして、北海道におきましては地域の芸術環境づくりとして、14件の部分の実施事業内容が認められたということで、その中の一つとして当市のこの公演が認められたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） コミュニティ助成内容のほかの事業の関係ですけれども、これについては御承知かと思っておりますけれども、財団法人自治総合センター、宝くじの社会貢献の事業

になります。

それで、メニューとしては、一般コミュニティ助成事業というものがあまして、これは住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業について助成するというのがまず一つあります。

それと、次が、コミュニティセンター助成事業というのがあります。これについては、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設、コミュニティセンターとか自治会集会所等の建設設備に関する事業に助成されると。

また、3番目としては、地域防災組織育成助成事業というのをございまして、これには細かいものがありますが、一つ目としては一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織、またはその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資する者の整備に関する事業など、防災関係に対する事業への助成がまずあります。

次に、4点目としては、青少年の健全育成に係る助成事業がございます。これについては、青少年の健全育成でございますので、例えば親子で参加するスポーツ、レクレーション活動に関する事業、文化、学習活動に関する事業、その他、コミュニティ活動、イベント等に関する事業など、ソフト事業に対する助成があります。また、自治センターでは、直接実施しております野球とかバレーボールとかサッカーに関する事業を直接やっていますので、それと重複するイベントには助成の対象にはならないというのは项目的にはあります。

次、5点目ですけれども、共生の地域づくり助成事業としまして、地域の創意工夫により、地域の実情に応じて子供、女性、高齢者、障害者、外国人など、すべての住民に優しいまちづくりを進めるための先導的な事業に対する助成事業があります。このたびの事業の助成については、先ほど6点目ですけれども、地域の芸術環境づくり助成事業として、企画製作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、みずから企画、製作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化、芸術事業のうち地域交流プログラムを伴うものというのが、この助成事業に当たります。

そして、7番目としては地域国際推進助成事業、これについては国際事業に係る事業に対する助成。

それと、8点目につきましては、活力ある地域づくり助成事業ということで、地域支援活用助成事業、地域の自然、文化、歴史などの地域資源を発見するためのソフト事業など、また、もう一つ、広域連携推進事業として、複数の助成対象団体と共同して広域的な連携を目的としたソフト事業を行うなど等、コミュニティ助成事業としてこの宝くじ関係の自治総合センターで助成事業をやっています。

それで、この芸術の事業については、北海道を通してやるものと、それと空知総合振興局、地域の振興局が窓口の事業に分かれていまして、それぞれ額で何万円が上限ですよという事業で、それぞれのソフト事業なりイベントなどの助成を受けているということで、二とおりの申請の仕方があって、今回は空知総合振興局を通さず、北海道を通して自治総合センターに助成を求めるために3分の2という助成になっております。

今まで歌志内では、例えば弥六太鼓の太鼓を購入したり、またスキー大会の掲示板等を購入したりしております。主だつてこの事業を、名前は変わっていますが、助成を受けているのは弥六太鼓と太鼓関係の事業が多かったと思っております。

以上でございます。長くなりました、済みません。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） コミュニティの事業はわかりました。

それで、このコミュニティの事業については、必ず行政を通してやらなければならないのか。あるいは、それぞれの団体があって、団体が直接申請してもらえるのか、その辺もちょっとお伺いしたいのです。

それから、臨時会の議案としてなじむのかということなのです。それで、先ほどの答弁では、6月でもいいのですけれども、間に合わないからやったのだというような答弁でございませぬけれども、間に合いませんとすれば、この臨時会で可決になると思うのですけれども、どの辺が間に合わないのか、だから今回の臨時会で出したよというのか。私は、こういうものについては、先ほども申しましたように、前の臨時会でもちょっと内容は忘れましたが、臨時会というのは私が言うまでもなく御存じだと思うのですけれども、私は何かなじまないような気がするのです。その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、観光費の問題ですね。実は、このたぐいの事業はこれで3回目か4回目だと思うのです。私の言う芸術、文化というのは、先ほどもコミュニティの助成では、こういうことで芸術のやつでもらったよと、こういう話ですよ。それで、ちょっと戻りますけれども、3回か4回目だと思うのです。それで、そのときそのときですね、例えば同じたぐいのようなものを、前回は教育委員会だよと、今回は観光だよと、その都度その都度思いつきで、これはいいや、観光だとか、これはやっぱり教育委員会だろうとか、ということになるのか、やはりこういうものについては統一すべきだと私は思うのです。それで、今回、確かにこれは芸術、文化に私は入っていると思うのです。観光には入らないと思うのです。それで、もし観光でやるとすれば、この事務分掌規程の中にどこに該当するのか。それらもちょっとお伺いをしたいのです。私は、先ほども言ったように、その都度その都度変わってきているのです。行政として、やっぱり事務分掌規程があるのだし、これらについては、ここの担当だよ、ここの担当だよと、何か思いつきでやっているような気がしてしょうがないのです。その辺も一つお伺いしたいと思います。

それから、486万3,000円で間に合うということですので、当然、市民、あるいは市外から来る人もいるでしょうけれども、これは無料という考え方でよろしいのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） まず、1点目でございますけれども、コミュニティ助成事業の申請については、団体でもいいですし、市直接でもよろしいです。二通りございます。

あと、先ほど2点目ですけれども、それぞれ申請に当たって、芸術ということではばらばらに申請団体というか、助成団体が違うのではないかという御指摘を受けておりますけれども、そのとおりと言われても仕方ありません。これについては、連携で一つのセクションではなく、例えば教育委員会なり、観光なり、また企画担当なり、それぞれコミュニティ助成についての申請のサイドがございしますので、それぞれ連携は持たなければならないということがございまして、今までの中ではそれぞればらばらに、今回は教育委員会だよ、今回は観光だよというふうにして、振り分けて事業を行ってきたというのは一つありますけれども、この中でいろいろ事業の実施に当たって、それぞれ実行委員会を組んでやるわけですけれども、いろいろとスムーズに連携が持てないというもの中には実際あります。本来だったら、事務分掌どおり、この事業については交流の事業なのか、芸術の事業なのか、観光のイベント事業なのかということをもう少しちょっと詰めて、それが窓口になればいいですけれども、それぞれのイベントご

とに、率直に言いますと、押しつけ合いみたいなものというのは実際に出てくると。それで、調整するためにはどうすればいいかというのが本音であります。

それで、今回の場合については、それぞれ持ち分、観光であれば観光、観光の経費で計上していますけれども、例えば神威岳温泉に宿泊するわけですけれども、その公演者の宿泊の担当については神威岳でお願いしますと。また、今回、公民館を会場にしますので、会場関係、演劇関係の作業等については教育委員会をお願いしますということで、それぞれ中心を決めて、それぞれの持ち場によって今回は事業を実施しようということで決めてやっております。

当然、窓口を一本にしてやったほうが絶対いいかなと思いますが、それぞれ持ち場によって自分の役割というのが事前に決められている関係もございまして、その横のつながりも持ちながら、今回、こういうことで、連携ということで、窓口をそれぞれどこだと特定したわけではないのですけれども、予算計上は観光費ということで予算を計上したに至っております。

これは団体から来るものですので、倉本先生が歌志内どうですかと言ってきたのが3月ぐらいの話ですので、それから次、その事業をどこでやるのだといったときに、自分からはいと手を挙げてというまではいかなかったものですから、議員がおっしゃるとおり、そのときに積極的に自分がやりますよということもなかなか言えない状況だったので、関係者を集めてそれぞれ持ち分を決めながら担当を決めていったと。予算計上については、観光費ということで計上させていただいたというのが実態でございます。

そういうことで、3点目になりますけれども、税金を投入しますので無料なのかということなのですけれども、これについては入場券を販売するというので、有料でやらせていただくことにしております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 私は、補助金をもらうために申請は確かにそこでやったのだと思うのです。申請はどこでやってもいいわけですよ。だから、行政として一貫性がないのではないかということを行っているのです。それで、条例規則で、それぞれの事務分掌というのはあるわけでしょう。そうすると、その都度その都度、その考えでだれが命令するのか知らないけれども、今回は産業課がやれ、今回は教育委員会でやれというようなことでは、確かに行事をやる時にはその所管だけの職員で間に合わないことははっきりしているのです。実行委員会もつくっているわけですから、みんなが手伝ってやると、これは当たり前なことなのです。ただ、行政として、条例とか規則があるわけだから、その仕事の分担として一貫性がなければおかしいのではないかということを行っているわけですよ。それはもう職員も手伝うでしょう、実行委員の中にも入っているでしょう。もちろん当たり前のことなのです、そんなの。だけれども、先ほどの答弁で、観光費でやりますとか、問題の補助金がなくなると、こういう芸術文化の振興については社会教育だよとか、その都度その都度、みんなはよそから来るから観光でやれやと、こうなるのかと、一貫性がないのではないかということを私は指摘をしたいのです。

それからもう一つ。先ほど486万3,000円で終わるのですかといったら、全部で終わるといふから、当然無料だと思ったのです。だけれども、市の税金を500万円ぐらい出して、なおかつ入場料が何ぼになるのか知らないけれども、入場料取りますよと、幾ら取るのか。それから、先ほども言いましたように、補助申請が出てきているわけだから、それではこの事業をやるために総額何ぼかかるのか、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 今回の部分での事業予算の総額でございますけれども、606万4,000円という形での、現在、予算でございます。この部分の先ほどの補助金の関係ですけれども、このうちの関係費用としての上演料、それから出演者の旅費、交通費等、これらの部分が補助助成対象の部分でございます。これらの経費の部分の486万2,380円、これの3分の2、これが324万1,586円になりまして、端数切り捨ての部分で320万円が助成金の対象ということでございます。

そのほか、宣伝費用とかさまざまな関係の部分での消耗品、食料品、雑費等の経費、これらを入場料収入等で賄っていくという形で総額予算としては、冒頭申し上げました606万4,000円を予定しているということでございます。

入場料につきましては、大人3,000円、子供、高校生以下を1,500円という形でのチケットでの販売という形を予定しております。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 事務分掌の関係でいけば御指摘のとおりでございます。今後、こういうことのないように十分留意して、窓口を一本化するように調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ちょっと込み入って、私のほうでそしゃくできていないので、再度教えてもらいたいのですけれども、今回のこの申請、先ほど行政のほうでも団体のほうでも、どちらからでもできるのだという説明でしたけれども、今回の場合の申請と、それから助成金額の決定した経緯、486万3,000円と3分の2の320万円ということなのですからけれども、どういう経緯でこういうふうな設定になったのか。

それと、観光一般経費ということで、最終的には486万3,000円、この内訳、今、雑ばくに宿泊費とか旅費とかという話が出ましたけれども、この内訳をちょっと詳しく教えてください。

それと、今の入場料収入、これが総額予算の全体をまとめまして、600万円に満たなかった場合に、その分の差額はまた補正しなければならないのか、その辺の判断もお願いします。

それと、以前に太鼓、ないしはスキーのほうに、こういう助成の対象として交付されたということですが、現在、7月に予定されております市民まつりですね、この市民まつり、先ほど1番から9番までいろいろな事業の内容を説明されましたけれども、こういう市民まつりは助成の対象にはならないのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） まず、1点目の経緯について、私からお答えします。

それと、最後の市民まつりのイベントという話が出ましたので、その2点についてお答えしたいと思いますが、まず、この話が来たのは12月の中旬ぐらいかと記憶しておりますけれども、その中で、当初は、先ほど言いましたように、空知総合振興局の一般のコミュニティ事業としてイベントの助成をいただくかなということは考えたのですけれども、ここを主催する演劇財団のほうから、北海道を通した事業、先ほど言いました芸術の環境に係る事業について、助成率が3分の2ということで聞きましたので、そこで北海道の道民生活文化係を通して、年末ですので本当にぎりぎりの12月26か27ぐらいに、急遽、申請書を上げて審査をお願いしておりました。

それがあった関係で、本来だったら当初予算のほうでお願いしようかなということ担当課とも協議したのですけれども、補助金の決定については年度内には無理だということで、4月以降にその申請の結果、320万円の交付決定があったということで、実行委員会の立ち上げについても、まだ議会にも通していないし何も決まっていないう中で、本来だったら4月1日から実行委員会として活動したかったのですけれども、議会が終わってからと、そういう予算がある程度決められてから実行委員会を立ち上げて行動に移すということで、今回の臨時会での予算補正ということになったということでございます。

ですから、12月の暮れからずっと申請を続けていて、それと倉本先生等の富良野グループとの協議を経て、いつに日にちを決定するのか、また、今回の「明日、悲別で」の内容についても、まだ先生全然できていなかったときですから、どういう内容で行うのかというのがわかっていなかった。ただ、やるのであれば、富良野工房のほか、道内では歌志内だけかということで、これが最後のイベントになるであろうということで、市長のほうに開催の有無についての協議があったということで、そういうふうな流れ、12月の下旬から今日に至った予算の、きょう実行委員会を立ち上げる予定ですが、そういう中でコミュニティ助成事業の申請行為が始まってきたということで、産業課のほうにも少し迷惑をかけたということでございます。こういう流れの中で、短い中で、どこが担当するのだということも含めていろいろと協議をした結果、こういう形になったということでございます。

なお、市民まつり等のイベントについて、これについてもいろいろと昔この事業、イベント部門にもお金をいただいたということもありますけれども、どういうものの内容でやるのかということと、どここの支援を受けられるのかということで、いろいろな行事の組み立てがあるかと思っておりますけれども、全くだめだということにはならないだろうなど。これに向けて、どういう企画でもってまちの復興なりを目指したり、人との交流をどう図るかによって、申請というか、空知総合振興局への協議というのが何かしらの形でできれば可能性はあるのかなと思っております。まずは、企画立案でどういうことをやりたいのかということ、計画書をつくるのが最初かなと思っております。その後、企画サイドのほうで相談を受けて、どういうふうにして申請事業として持っていくかということも協議してからの話になろうかなと思っております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、今回の部分でのコミュニティ助成事業の助成対象の関係の内訳の部分という御質問についての1点目についてお答えをしたいと思います。

対象となる経費の部分といたしましては、上演料といたしまして262万5,000円、それから出演者の旅費、交通費、宿泊等でございますけれども、これらで218万9,880円、それから宣伝の形での富良野グループとの共同企画的な委託料といたしまして4万7,500円、合計が486万2,380円、このうち、これの3分の2が助成対象という形でございます。320万円という補助額でございます。

それと、入場料収入等で事業全体の部分についてはその他賄えるのかということでございますけれども、先ほど申し上げた対象経費以外として、現在歳出としてかかるものといたしましては、単独で行います宣伝関係、チラシ、ポスター、それから新聞広告等、それから、当日での消耗品関係等の部分、これらについては入場料収入で賄えられるものというふうに思っております。全体といたしましては補助金と入場料収入の中で、この事業の部分については遂行できるものというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。



○2番（川野敏夫君） 最終的にこの差額、120万円ぐらいですか、120万円ぐらいを入場収入等々で、宣伝費、チラシ、消耗品を賄えるということですがけれども、この超ミニ市と言われるこの歌志内市で、どのくらいの集客数を見込んでこういう数字的な計画がされているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 現在のところ、入場料収入といたしましては、340名程度の形で入場料収入の予算をつくっておりますけれども、実質、昨年、それから前の年、続けて演劇のほうを实际行っておりますけれども、約480名から520名程度の部分での集客を得ておりますので、言うなれば500名前後の部分については入場が達成できるものかなというふうに思っておりますけれども、予算上は今のところは少なく見積もった形での動きをしていると思って、補助申請との絡みもありましたので、そのような形での積算をしております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） もう一つ、さきに説明されたのですがけれども、例えば、市民まつりの企画立案をして、申請をして、補助の対象になるかどうかを期間的に考えると、これから見ると3カ月かかるようですがけれども、大体そのぐらいの期間は必要だということですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 実施するのであれば1年前から申請が必要になってくると思いますので、早め早め、当該年度よりはその前の年に申請というか、相談協議をして申請するというのが一番効率のいいやり方だと思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成24年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 1時50分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      梶                      敏

署名議員      女      鹿                      聡

